

令和4年度 第9回 四国中央市農業委員会
総会議事録

四国中央市農業委員会

令和4年度第9回農業委員会総会日程表

日 時 令和4年12月5日（月） 午後1時30分～
場 所 JAうま総合経済センター 会議室
招集者 四国中央市農業委員会会長 高橋 博

議事日程

- 日程第1 会議録署名委員の指名
日程第2 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について
日程第3 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
日程第4 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について
日程第5 議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画（貸借）の承認について
日程第6 議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画（所有権移転）の承認について
日程第7 議案第5号 農地の形状変更届について
日程第8 議案第6号 農地台帳登載申請について

追加議案

- 日程第9 議案第7号 農業委員会の体制整備・強化等に関する要請について

出席委員（16名）

2 尾藤元一	3 高橋忠明	4 横尾昇	5 押条和司朗
6 中泉敏則	7 鈴木修三	8 篠原京子	9 星川俊夫
10 高橋博	11 坂上宏	13 鈴木博美	15 鈴木和治
16 鈴木秀幸	17 寺尾悟志	18 則友祝幸	19 石川武将

出席農地利用最適化推進委員（21名）

1 脇純樹	2 石川茂	3 薦田悦男	4 森川雅之
6 佐藤保之	8 鎌倉静夫	9 尾崎之隆	10 喜井仁志

11 村上 紘一 13 紀井 正明 14 受川 清男 15 河村 一碩
16 合田 篤夫 17 鈴木 一郎 18 眞鍋 聖二 19 川上 雅司
20 渡辺 昇 21 越智 寧 22 村上 佳清 23 近藤 良啓
25 鈴木 敏也

欠席委員（3名）

1 大西 嘉一郎 12 眞鍋 晴豊 14 高橋 藤信

欠席農地利用最適化推進委員（3名）

5 石川 俊治 7 宇高 勉 12 三宅 恒久

出席した職員

事務局長 篠原 敬三 次長 三宅 栄一 係長 武村 美保
係長 三村 真都華 主査 金子 愛弓

第9回 四国中央市農業委員会総会 議事録

開会 令和4年12月5日(13:30~)
JAうま経済センター2階 会議室

局長 みなさん、ご起立願います。

局長 「礼」ご着席ください。

局長 それでは、開会にあたりまして、会長から総会招集の挨拶をお願いいたします。

会長 (会長挨拶)

議長 只今の出席委員数は、16名であります。

議長 したがって、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

議長 よって、第9回四国中央市農業委員会総会を開会いたします。

議長 これより、会議を開きます。

議長 議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

議長 ご報告いたします。総会会議規則第3条の規定により、

1番 大西 委員

12番 眞鍋 委員

14番 高橋 委員

から欠席届がありましたので、ご報告いたします。

また、農地利用最適化推進委員の

5番 石川 委員

7番 宇高 委員

12番 三宅 委員

より欠席届がありましたので、お知らせいたします。

議 長 日程第1、会議録署名委員の指名を行います。

議 長 会議録署名委員は、総会会議規則第15条第2項の規定により、
15番 鈴木 委員、16番 鈴木 委員 を指名いたします。

議 長 日程第2、報告第1号、「農地法第18条第6項の規定による通知」について、を議題といたします。

議 長 報告を求めます。金子 主査

金 子 それでは、報告第1号、「農地法第18条第6項の規定による通知」について、報告いたします。

番号1の案件については、令和4年10月19日解約。

番号2の案件については、令和4年10月31日解約。

番号3の案件については、令和4年10月19日解約。

番号4の案件については、令和4年9月5日解約。

番号5の案件については、令和4年11月6日解約。

以上、5件の解約通知がありましたので、報告します。

議 長 以上で報告を終わります。

議 長 日程第3、議案第1号、「農地法第3条第1項の規定による 許可申請」について、を議題といたします。

議 長 議案の説明を求めます。三宅 次長

三 宅 それでは、議案第1号、「農地法第3条第1項の規定による許可申請」について、説明いたします。申請案件すべて、農地法第3条第2項各号に該当しておらず、許可要件を満たしています。

番号1の案件については、小作地開放です。贈与により所有権を移転し、経営の安定を目指すもので、許可後は水稻と里芋の作付けを予定しています。

番号2の案件については、小作地開放です。所有権を買い取り、経営の安定を目指すもので、許可後は水稻と里芋の作付けを予定しています。

番号3の案件については、贈与による所有権移転です。渡人と受人は兄弟関係で、県外在住の渡人からの依頼を受け、耕作していた申請地を受人が譲り受けるものです。許可後は果樹と水稻の作付けを予定しています。

番号4の案件については、売買による所有権移転です。近隣で耕作便利のため申請するもので、許可後は水稻の作付けを予定しています。

番号5の案件については、売買による所有権移転です。近隣で耕作便利のため申請するもので、許可後は水稻の作付けを予定しています。

番号6の案件については、売買による所有権移転です。申請地は受人の子の自宅に隣接しており、耕作便利のため申請するもので、許可後は野菜の栽培を予定しています。

番号7の案件については、前回の総会において渡人死亡により審議保留となった案件で、今回、渡人の相続手続きが完了したため、再申請するものです。売買による所有権移転で、近隣で耕作便利のため申請するもので、許可後は水稻の作付けを予定しています。

以上で説明を終わります。

議長 以上で、議案の説明は終わりました。

議長 これより、質疑にはいります。

議長 番号1番について質疑ありませんか。

委員 異議ありません。

議長 続きまして2番

委員 異議ありません。

議長 3番

委員 異議ありません。

議 長 4 番
委 員 異議ありません。
議 長 5 番
委 員 異議ありません。
議 長 6 番
委 員 申請地は受人の住所から離れていますが、隣接地に娘さんの嫁ぎ先があり、11月30日にお話を伺ったところ、娘さんもお手伝いをされるそうです。また、近くに農業を営むご親戚もおられるとのこと。現在、申請地は保全状態で、今後は野菜を作付けされるとのことですので、問題ないと思います。

議 長 7 番
委 員 異議ありません。
議 長 ほかに、質疑はありませんか。
委 員 (「特になし。」との声)
議 長 格別ないようですので、これより採決いたします。
議 長 議案第1号、「農地法第3条第1項の規定による許可申請」について、原案のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。
委 員 (挙手全員)
議 長 挙手全員であります。よって、議案第1号は、原案のとおり許可することに決しました。

議 長 日程第4、議案第2号、「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見」について、を議題といたします。
議 長 議案の説明を求めます。三村 係長
三 村 それでは、議案第2号、「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対す

る意見」について、説明いたします。

申請件数は16件で、すべての案件について、許可要件である「立地基準」「一般基準」ともに満たしております。

番号1の案件について、受人は現在、賃貸共同住宅に居住していますが、手狭になったため、住環境の整った申請地を譲り受けての一般個人住宅建築で、申請地は将来的に市街化が見込まれる地域であるため、転用許可申請することは、やむを得ないと思われます。

番号2の案件について、受人は、現在夫婦で接骨院を経営していますが、現在の店舗が手狭になり、新たに店舗を建築するため、申請地を譲り受けて妻が宅地造成するもので、造成後は夫が店舗を建築するものです。申請地は第3種農地であり、用途地域でもあることから、転用許可申請することはやむを得ないと思われます。

番号3の案件について、受人は、宅地建物取引業を営む法人ですが、生活施設から近く、住環境の整った申請地を譲り受けての特定建築条件付分譲宅地造成で、申請地は第3種農地であり、転用許可申請することは、やむを得ないと思われます。

番号4の案件について、受人は、現在賃貸共同住宅に居住していますが、将来を見据え、親族宅に近い申請地を譲り受けての一般個人住宅建築で、申請地周辺は宅地化が進み、市街化が見込まれる地域であるため、転用許可申請することはやむを得ないと思われます。

番号5の案件について、受人は、中古車販売業を営む法人ですが、業績好調により、販売車両が増加し保管場所が不足しているため、店舗に隣接する申請地を譲り受けての車両置場建設で、申請地は第3種農地であり、転用許可申請することは、やむを得ないと思われます。

番号6の案件については、受人は建築工事業を営む法人ですが、既存の資

材置場が恒常的に飽和状態となっているため、現在の資材置場に近い申請地を譲り受けての資材置場建設で、申請地は宅地化が進み、市街化が見込まれる地域であるため、転用許可申請することは、やむを得ないと思われれます。

番号7の案件について、受人は、動物愛護を目的とする特定非営利活動法人で、現在、受人所有施設及び賃貸施設において、猫シェルターを運営していますが、賃貸施設の契約期間満了に伴い、受人所有施設に隣接する申請地を譲り受けての動物保護施設建設で、申請地は第3種農地であり、転用許可申請することは、やむを得ないと思われれます。

番号8の案件について、受人は建設業を営む法人ですが、現在、松山自動車道の高架橋耐震工事を行っており、工事現場に近い申請地を借り受けての作業員詰所及び残土置場等建設で、申請地は工事期間中の一時的な転用であり、工事完了後は農地に復元するため、転用許可申請することは、やむを得ないと思われれます。

番号9の案件について、受人は太陽光発電業を営む法人であり、日当たりが良く太陽光発電事業に適している申請地を譲り受けての太陽光発電施設建設で、申請地は小集団の農地であり、転用許可申請することは、やむを得ないと思われれます。

番号10の案件について、受人は、ホテル、キャンプ場等の宿泊施設の運営等事業を営んでおり、当事業の拠点から700mの申請地を譲り受けてのテント設営会場整備で、周辺は宅地化が進み市街化が見込まれる地域であるため、転用許可申請することはやむを得ないと思われれます。なお、申請地は既に造成されているため、始末書が提出されています。

番号11から16の案件については、受人が同一人のため、まとめて説明します。受人は、家具等の販売業を営む法人ですが、当市内に同社の店舗が

不在であることから、申請地を借り受けての店舗及び駐車場建設です。
3,000 m²を超える案件であり、開発許可が必要となるため、土地利用計画、排水計画等については、市都市計画課において審査されております。
申請地は全て第3種農地であり、転用許可申請することは、やむを得ないと思われま

以上で説明を終わります。

議長 以上で、議案の説明は終わりました。

議長 これより、質疑にはいります。

委員の方で、補足説明があれば、よろしくお願ひします。

議長 番号1番

委員 異議ありません。

議長 2番

委員 異議ありません。

議長 3番

委員 異議ありません。

議長 4番

委員 異議ありません。

議長 5番

委員 異議ありません。

議長 6番

委員 異議ありません。

議長 7番

委員 異議ありません。

議長 8番、9番

委員 異議ありません。

議 長 10 番
委 員 異議ありません。

議 長 11 番から 16 番
委 員 水路や道について、地元土地改良区に確認しましたので、問題ないと思
います。

議 長 ほかに、質疑はありませんか。
委 員 (「特になし。」との声)

議 長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議 長 採決に入る前に、番号 11 番から 16 番については、村上推進委員の関連案
件でありますので、農業委員会等に関する法律第 31 条の規定により、村上
委員の退席を求めます。

(村上 委員 退席)

議 長 議案第 2 号、番号 11 番から 16 番、「農地法第 5 条第 1 項の規定による許
可申請に対する意見」について、「異議がない旨の意見」とすることに賛
成の委員の挙手を求めます。

委 員 (挙手全員)

議 長 挙手全員であります。
よって、番号 11 から 16 番は、「異議がない旨の意見」とし、同意見を附
して県知事に進達いたします。

議 長 村上委員の入室を許可いたします。
(村上 委員 入室・着席)

議 長 村上 委員に報告します。村上委員関連案件の番号 11 から 16 番、「農地法
第 5 条第 1 項の規定による許可申請」については「異議がない旨の意見」
とし、同意見を附して県知事に進達することに決しましたので、報告いた
します。

議長 それでは、引き続き、採決を行います。

議長 議案第2号中、番号1から10番の案件について、「異議がない旨の意見」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

委員 (挙手全員)

議長 挙手全員であります。

議長 よって、議案第2号は、「異議がない旨の意見」とし、同意見を附して県知事に進達いたします。

議長 日程第5、議案第3号、「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画(貸借)の承認」について、を議題といたします。

議長 議案の説明を求めます。 武村 係長

武村 それでは、議案第3号、「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画(貸借)の承認」について、説明いたします。

番号1の案件については、3年間の貸貸借です。

番号2の案件については、3年間の使用貸借です。

番号3の案件については、6年間の貸貸借です。

番号4の案件については、6年間の貸貸借です。

番号5の案件については、5年間の貸貸借です。

番号6の案件については、3年間の使用貸借です。

番号7の案件については、5年間の貸貸借です。

番号8の案件については、再設定ですので説明は省略します。

以上で説明を終わります。

議長 以上で、議案の説明は終わりました。

議長 これより、質疑にはいりません。

議長 委員の方で、補足説明があれば、お願いします。

議長 番号1番

委員 特に異議ありません。
議長 2番
委員 特に異議ありません。
議長 3番と4番
委員 特に異議ありません。
議長 5番と6番
委員 特に異議ありません。
議長 7番
委員 特に異議ありません。
議長 8番の再設定について質疑はありませんか。
委員 (「特になし。」との声)
議長 格別ないようですので、これより採決いたします。
議長 採決に入る前に、番号2番については、鎌倉推進委員の関連案件でありますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、鎌倉委員の退席を求めます。
(鎌倉 委員 退席)
議長 議案第3号、番号2番、「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画(貸借)の承認」について、「支障がない旨の意見」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。
委員 (挙手全員)
議長 挙手全員であります。
よって、番号2番は、「支障がない旨の意見」とし、市へ答申いたします。
議長 鎌倉委員の入室を許可いたします。
(鎌倉 委員 入室・着席)

議長 鎌倉委員に報告します。鎌倉委員関連案件の番号2番、「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画（貸借）の承認」については「支障がない旨の意見」とし、市へ答申することに決しましたので、報告いたします。

議長 続いて、番号3と4については、鈴木委員の関連案件でありますので、鈴木委員の退席を求めます。

(鈴木 委員 退席)

議長 議案第3号、番号3番と4番、「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画（貸借）の承認」について、「支障がない旨の意見」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

委員 (挙手全員)

議長 挙手全員であります。

よって、番号3番と4番は、「支障がない旨の意見」とし、市へ答申いたします。

議長 鈴木委員の入室を許可いたします。

(鈴木 委員 入室・着席)

議長 鈴木委員に報告します。鈴木委員関連案件の番号3番と4番、「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画（貸借）の承認」については「支障がない旨の意見」とし、市へ答申することに決しましたので、報告いたします。

議長 それでは、引き続き、採決を行います。

議長 議案第3号中、番号1番、及び5番から8番について、「支障がない旨の意見」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

委員 (挙手全員)

議長 挙手全員であります。

よって、議案第3号は、「支障がない旨の意見」とし、市へ答申いたします。

議長 日程第6、議案第4号、「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画（所有権移転）の承認」について、を議題といたします。

議長 議案の説明を求めます。武村 係長

武村 それでは、議案第4号、「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画（所有権移転）の承認」について、説明いたします。

番号1の案件については、農用地利用集積計画による所有権移転です。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定される要件を満たす認定農業者が、農業振興地域内の優良農地を取得するための申請です。

番号1の案件について、取得後は果樹の栽培を予定しています。

以上で説明を終わります。

議長 以上で、議案の説明は終わりました。

これより、質疑にはいります。

委員の方で、補足説明があれば、お願いします。

議長 番号1番

委員 異議ありません。

議長 ほかに、質疑はありませんか。

委員 （「特になし。」との声）

議長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議長 採決に入る前に、本件については、寺尾委員の関連案件でありますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、寺尾委員の退席を求めます。

（寺尾 委員 退席）

議長 議案第4号、「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認

（所有権移転）」について、「支障がない旨の意見」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

委員（挙手全員）

議長 挙手全員であります。

よって、議案第4号は、「支障がない旨の意見」とし、市へ答申いたします。

議長 寺尾 委員の入室を許可いたします。

（寺尾 委員 入室・着席）

議長 寺尾委員に報告します。寺尾委員関連案件の番号1番、「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認（所有権移転）」については「支障がない旨の意見」とし、市へ答申することに決しましたので、報告いたします。

議長 日程第7、議案第5号、「農地の形状変更届」について、を議題といたします。

議長 説明を求めます。武村 係長

武村 それでは、議案第5号、「農地の形状変更届」について、説明いたします。番号1の案件上段の土地については、水路より高いこと、下段の土地については、日当たりが悪いことから、水田として利用不能のため、畑に形状変更するものです。本件については、以前より畑として利用しており、今回、新たに地目変更をしたことに伴う届出になります。

以上で説明を終わります。

議長 以上で、議案の説明は終わりました。

これより、質疑にはいります。

委員の方で、補足説明があれば、お願いします。

議長 番号1番、質疑はありませんか。

委員 以前から畑として利用されておりますので、変更については問題ないと思います。

議長 ほかに、質疑はありませんか。

委員 (「特になし。」との声)

議長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議長 議案第5号、「農地の形状変更届」について、原案のとおり変更届を受理することに、賛成の委員の挙手を求めます。

委員 (挙手全員)

議長 挙手全員であります。よって、議案第5号は、原案のとおり受理することに決しました。

議長 日程第8、議案第6号、「農地台帳登載申請」について、を議題といたします。

議長 議案の説明を求めます。三宅 次長

三宅 それでは、議案第6号、「農地台帳登載申請」について、説明いたします。番号1の案件については、農地台帳登載申請があり、11月7日に現地調査を行いました。

番号2の案件については、農地台帳登載申請があり、申請代理人より事情を伺い、11月17日に現地調査を行いました。

以上で説明を終わります。

議長 以上で、議案の説明は終わりました。

これより、質疑にはいりません。

委員の方で、補足説明があれば、お願いします。

議長 番号1番、質疑はありませんか。

委員 11月22日、現地確認をいたしました。

申請地は以前から耕作されており、現在もさつま芋を栽培しており、し

つかりと管理がされていきました。申請人の実家は近隣にあり、親族の協力も得られていることを確認しました。今後も営農を継続できると判断しましたので、農地台帳の登載について問題ないと思います。

議 長 番号2番

委 員 11月17日、申請代理人とともに現地確認をいたしました。

申請人は、他県に居住していますが、以前より近隣に住む知人が野菜を栽培しており、現在も適正に管理されておりました。今後も耕作を続ける意向であることを確認しましたので、農地台帳の登載について問題ないと思います。

議 長 ほかに、質疑はありませんか。

委 員 (「特になし。」との声)

議 長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議 長 議案第6号、「農地台帳登載願」について、原案のとおり農地台帳に登載することに、賛成の委員の挙手を求めます。

委 員 (挙手全員)

議 長 挙手全員であります。よって、議案第6号は、原案のとおり登載することに決しました。

議 長 日程第9、議案第7号、「農業委員会の体制整備・強化等に関する要請」について、を議題といたします。

議 長 議案の説明を求めます。金子 主査

金 子 それでは、議案第7号、「農業委員会の体制整備・強化等に関する要請」について、説明いたします。

本日配布しました、議案書（追加提案分）をご準備ください。

議案書1ページ議案第7号について説明いたします。

本議案については、裏面資料1，2に添付しているとおり、全国的に、全国

農業会議と各県農業会議から全市町に通知され、その通知に基づき、県内全市町農業委員会においては、審議・議決後、各市長に要請するものです。

それでは、議案の内容について説明いたします。

近年、農地法を始め、関係法令の改正や制度・施策等の見直しにより、「農地利用状況調査」を始め、農地に関わる業務全般に関して、農業委員・農地利用最適化推進委員、また農業委員会事務局に対する業務が多様化し増大しています。

また、農業経営基盤強化促進法等の改正法が、令和5年4月1日に施行される予定であり、それに基づき新たな業務を担うことも想定されているため、農業委員会の新たな業務の推進に向け、農地の制度・実務に精通した職員の確保・増員などによる農業委員会の体制整備・強化が必要です。

以上のことから、「農業委員会等に関する法律」第38条第1項の規定に基づき、市長に対し、農業委員会の体制整備・強化を要請することについて、農業委員会の判断を求めるものです。

以上で説明を終わります。

議 長 以上で、議案の説明は終わりました。これより、質疑に入ります。
委員の方で、意見があれば、お願いします。

委 員 (「特になし。」との声)

議 長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議 長 議案第7号、「農業委員会の体制整備・強化等に関する要請」について、市長に要請文を提出することに、賛成の委員の挙手を求めます。

委 員 (挙手全員)

議 長 挙手全員であります。

よって、議案第7号は、市長に要請文を提出することに決しました。

議 長 以上をもって、本日の日程並びに本総会に付議された案件は、すべて終了

しました。

議 長 これより、その他の協議にはいります。委員の皆さんから、何かご意見等
がありましたらお願いします。

委 員 （「特になし。」との声）

議 長 ないようでしたら、局長より、その他事務報告をお願いします。

局 長 事務報告

議 長 長時間にわたり、慎重なご審議、誠にありがとうございました。
これをもちまして、第9回四国中央市農業委員会総会を閉会いたします。
ご協力、ありがとうございました。

局 長 ご起立願います。

局 長 「礼」、お疲れ様でした。

閉会時間（14：20）

署 名 人

四国中央市農業委員会

議 長 高 橋 陽

委 員 鈴 木 和 治

委 員 鈴 木 秀 幸